

上田市おくやみハンドブック作成に係る広告掲載要領

（趣旨）

第1条 この要領は、上田市が民間事業者と協働で発行する「上田市おくやみハンドブック」（以下「ハンドブック」という。）への広告掲載について必要な事項を定める。

（広告掲載の基本原則）

第2条 ハンドブックに掲載する広告は、次の事項を兼ね備えなければならない。

- (1) 広告の内容が社会的に信用度の高い情報であり、かつ、広告の表現は、それにふさわしい信頼性を持つものであること。
- (2) 市役所の公共性、品位及び市民の信頼を損うおそれのないものであること。
- (3) 広告の受け手である市民に不利益が生じるおそれがないものであること。

（広告の掲載基準）

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものを、掲載しないものとする。

- (1) 政治性のあるもの
- (2) 宗教性のあるもの
- (3) 選挙に関するもの
- (4) 意見広告
- (5) 名刺広告
- (6) 社会的問題についての主義主張
- (7) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定に該当する営業に係るもの又はこれに類似するもの
- (9) 青少年の健全育成に反するもの
- (10) 求人広告
- (11) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (12) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (13) 市が当該広告の内容を推奨しているように受け取られるおそれのあるもの
- (14) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に違反するもの
- (15) 前各号に定めるもののほか、国、長野県、市等が制定した関係諸法規に違反するもの
- (16) 国、長野県、市から、広告主が営む業務に関して行政指導を受け、その改善が図られていない広告主の広告
- (17) その他ハンドブックへの掲載が適当でないと市長が認めるもの

（広告掲載の優先順位）

第4条 広告掲載の優先順位は、次の各号の順とする。

- （1）親族の死亡後に遺族が行うべき手続に必要なまたは有益となるサービスの提供など、おくやみの特性に合わせた広告内容であること。
- （2）市内に事業所等を有し、活動を行っているもの
- （3）市外に事業所等を有し、市内でも活動を行っている、又は今後活動する見込みがあるもの

（広告掲載の申込等）

第5条 広告主が広告掲載を申し込む場合は、市がハンドブックの契約を締結している事業者と広告主とが、内容、掲載時期、掲載データの作成、掲載料の支払等、当該広告の掲載に係る一切の手続を行うものとする。

（広告内容の事前協議、修正、掲載の拒否等）

第6条 ハンドブックの契約を締結している事業者は、市長に対し、ハンドブックを発行する前に広告を掲載するためのデータ等必要な資料を提出し内容について協議しなければならない。

- 2 市長は、広告の内容がこの要領に違反していると認められるときは、当該広告の修正を求めることができる。
- 3 市長は、前項の内容修正がなされない場合は、掲載を拒否することができる。
- 4 広告内容の修正及び拒否により広告主に損害が生じても、上田市は一切の責務を負わない。

（補則）

第7条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年7月1日から施行する。